鹿児島県青少年保護育成条例施行規則

（昭和37年２月28日　規則第10号）

改正	昭和37年10月29日	規則第99号	昭和48年12月10日	規則第79号
	昭和54年５月１日	規則第33号の２	昭和58年３月23日	規則第18号
	昭和59年４月28日	規則第48号	昭和60年１月28日	規則第１号
	昭和61年３月31日	規則第27号	平成３年３月29日	規則第16号
	平成４年５月１日	規則第35号	平成６年６月10日	規則第38号
	平成８年３月29日	規則第32号	平成８年12月25日	規則第89号
	平成12年３月28日	規則第16号	平成13年３月27日	規則第15号
	平成14年３月29日	規則第11号	平成15年３月28日	規則第34号
	平成17年３月25日	規則第33号	平成19年３月20日	規則第10号
	平成19年３月30日	規則第43号	平成28年３月25日	規則第11号
	平成31年３月29日	規則第28号	令和６年３月26日	規則第７号
	令和８年３月27日	規則第21号		

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則をここに公布する。

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は，鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平８規則89・一部改正）

（推奨及び指定の認定基準）

第２条　条例第５条第１項の規定による推奨又は条例第８条第２項，第９条第２項，第11条第２項若しくは第12条第２項の規定による指定の認定基準は，別に定めるところによる。

２　知事は，前項の認定基準を定めようとするときは，鹿児島県青少年保護育成審議会の意見を聴くものとする。

（昭58規則18・全改，平８規則89・一部改正）

（興行場等への深夜の立入禁止）

第３条　条例第７条第１項に規定する規則で定める営業は，次に掲げるものとする。

⑴　硬貨，メダル又はチップを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第５号に該当する営業を除く。）

⑵　個室を設け，当該個室において客にカラオケ装置（伴奏音楽等に合わせてマイクロホンを使つて歌唱できるように構成された装置をいう。）による伴奏音楽等に合わせて歌唱させる営業

⑶　個室又は他から容易に見通すことができない区画された客席を設け，客に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせる営業

２　条例第７条第２項の規定により行う表示は，別記第１号様式によるものとする。

（昭58規則18・全改，昭60規則１・平８規則89・平19規則10・平28規則11・一部改正）

（有害映画等の制限の表示）

第４条　条例第８条第５項の規定により行う表示は，別記第２号様式によるものとする。

（昭58規則18・全改，平８規則89・一部改正）

（有害図書等の陳列場所への表示）

第５条　条例第10条第２項の規定により行う表示は，別記第３号様式によるものとする。

（昭58規則18・追加，平８規則89・一部改正）

（有害玩具刃物等の形状，構造又は機能）

第６条　条例第12条第５項第１号に規定する規則で定める形状，構造又は機能は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　性器の形状をなし，又は性器に著しく類似する形状を有するもの

⑵　性器を包み込み，又は性器に挿入する構造を有するもの

（平８規則89・追加，令８規則21・一部改正）

（自動販売機等管理者の要件）

第７条　次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければ，条例第13条第1項に規定する図書等自動販売機等管理者又は玩具刃物等自動販売機管理者（以下「自動販売機等管理者」と総称する。）となることができない。

⑴　未成年者でないこと。

⑵　条例第13条第２項及び第15条第１項の規定による義務を直ちに履行することができる区域内に住所を有すること。

⑶　前号に掲げる義務の履行に関し，図書等自動販売貸付業者又は玩具刃物等自動販売業者（以下「自動販売貸付業者」と総称する。）から一切の権限を委任されていること。

⑷　第２号に掲げる義務を履行することを承諾していること。

（平８規則89・追加，平12規則16・令６規則７・令和８規則21・一部改正）

（自動販売機等の届出）

第８条　条例第14条第１項の規定による知事への届出は，別記第４号様式に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

⑴　自動販売貸付業者の住民票の抄本（法人にあつては，その定款の写し及び登記事項証明書）

⑵　自動販売機等管理者の住民票の抄本，自動販売貸付業者から自動販売機等の管理について一切の権限を委任されていることを証する書面（以下「委任状」という。）及び自動販売機等管理者となり，その義務を誠実に果たすことを承諾することを証する書面（以下「就任承諾書」という。）

⑶　自動販売機等の設置場所が自動販売貸付業者以外の所有である場合にあつては，当該設置場所の所有者が自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面（以下「設置承諾書」という。）

２　条例第14条第１項第６号に規定する規則で定める事項は，次に掲げるとおりとする。

⑴　自動販売機等の設置場所が自動販売貸付業者以外の所有である場合にあつては，当該設置場所の所有者の住所及び氏名（法人にあつては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

⑵　自動販売機等により販売し，又は貸し付けようとする物の種類

⑶　販売又は貸付けの開始予定年月日

３　条例第14条第２項の規定による知事への届出は，変更に係るものにあつては別記第５号様式に次に掲げる書類を添付して，廃止に係るものにあつては別記第６号様式により行うものとする。

⑴　法人の代表者の変更にあつては，登記事項証明書

⑵　自動販売機等管理者の変更にあつては，変更後の自動販売機等管理者の住民票の抄本，委任状及び就任承諾書

⑶　自動販売機等の設置場所の変更の場合であつて，変更後の設置場所が自動販売貸付業者以外の所有であるときは，当該設置場所の所有者の設置承諾書

４　条例第14条第３項に規定する届出済証は，別記第７号様式のとおりとし，自動販売機等の正面の見やすい場所にはり付け，表示するものとする。

（平８規則89・追加，平17規則33・一部改正）

（フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等）

第９条　条例第26条の２第２項に規定する規則で定める正当な理由は，次に掲げる理由とする。

⑴　当該青少年が就労しており，フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

⑵　当該青少年が心身に障害を有し，又は疾病にかかつており，フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

⑶　保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等により，当該青

少年が有害情報を閲覧し，又は視聴することがないようにすること。

２　条例第26条の２第２項及び第３項に規定する規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

⑴　申出年月日

⑵　当該保護者の住所，氏名及び電話番号

（平31規則28・追加）

（公表の方法）

第10条　条例第26条の２第８項の規定による公表は，次に掲げる事項を鹿児島県公報へ登載することその他知事が適当と認める方法により行うものとする。

⑴　条例第26条の２第７項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

⑵　公表の理由

⑶　勧告の内容

⑷　その他知事が必要と認める事項

（平31規則28・追加，令８規則21・一部改正）

（知事が指定する者）

第11条　条例第26条の３第１項に規定する知事が指定する者は，次に掲げる職員とする。

⑴　総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課の職員

⑵　地域振興局及び支庁の総務企画部総務企画課の職員

⑶　警察職員（警察官及び少年補導職員に限る。）

２　条例第26条の３第２項の証明書は，別記第８号様式によるものとする。

（平８規則89・追加，平12規則16・平14規則11・平15規則34・平19規則43・平21規則15・平31規則28・一部改正）

附　則

この規則は，昭和37年４月１日から施行する。

附　則（昭和37年10月29日規則第99号）

この規則は，公布の日から施行し，昭和37年10月１日から適用する。

附　則（昭和48年12月10日規則第79号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（昭和54年５月１日規則第33号の２）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（昭和58年３月23日規則第18号）

この規則は，昭和58年７月15日から施行する。ただし，第３条の改正規定は，公布の日から施行する。

附　則（昭和59年４月28日規則第48号）

この規則は，昭和59年５月１日から施行する。

附　則（昭和60年１月28日規則第１号）

この規則は，昭和60年２月13日から施行する。

附　則（昭和61年３月31日規則第27号）

この規則は，昭和61年４月１日から施行する。

附　則（平成３年３月29日規則第16号）

この規則は，平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年５月１日規則第35号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成６年６月10日規則第38号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月29日規則第32号）

この規則は，平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成８年12月25日規則第89号）

１　この規則は，平成９年１月１日から施行する。
２　この規則の施行前に改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則第３条第１項の規定により定められた指定基準は，改正後の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則第２条第１項の規定により定められた指定基準とみなす。

附　則（平成12年３月28日規則第16号）

この規則は，平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成13年３月27日規則第15号）

１　この規則は，平成13年５月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現に交付されている自動販売機等設置届出済証は，改正後の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則（以下「新規則」という。）別記第７号様式の自動販売機等設置届出済証とみなす。
３　新規則別記第７号様式の規定は，平成13年５月１日以後の届出に係る自動販売機等設置届出済証について適用し，同日前の届出に係る自動販売機等設置届出済証については，なお従前の例による。

附　則（平成14年３月29日規則第11号）

１　この規則は，平成14年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則第11条第２項に規定する証明書は，改正後の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則第９条第２項に規定する証明書とみなす。

附　則（平成15年３月28日規則第34号）抄

（施行期日）

第１条　この規則は，平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月25日規則第33号）

１　この規則は，公布の日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成19年３月20日規則第10号）

１　この規則は，平成19年７月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則第９条第２項に規定する証明書は，改正後の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則第９条第２項に規定する証明書とみなす。

附　則（平成31年３月29日規則第28号）

１　この規則は，平成31年７月１日から施行する。ただし，第９条第１項第１号の改正規定は，同年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則第９条第２項に規定する証明書は，改正後の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則第11条第２項に規定する証明書とみなす。

附　則（令和６年３月26日規則第７号）

１　この規則は，令和６年４月１日から施行する。ただし，別記第４号様式（表），別記第５号様式（表）及び別記第６号様式の改正規定は，公布の日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

附　則（令和８年３月27日規則第21号）

１　この規則は，令和８年７月１日から施行する。ただし，第６条，第７条及び第10条の改正規定，別記第４号様式（表）及び別記第８号様式（裏）の改正規定並びに次項及び附則第３項の規定は，公布の日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則別記第４号様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。
３　この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則別記第８号様式による身分証明書は，改正後の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則別記第８号様式による身分証明書とみなす。

別記第１号様式（第３条関係）　（昭58規則18・全改，平８規則89・令８規則21・一部改正）

鹿児島県青少年保護育成条例の規定により，午後11時から翌日の午前４時までの間は青少年を立ち入らせることが禁止されておりますので，18歳未満の方の立入りをお断りいたします。

注　この様式は，横書き又は縦書きにより作成するものとし，横書きにより作成する場合は縦30センチメートル以上，横70センチメートル以上，縦書きにより作成する場合は縦70センチメートル以上，横30センチメートル以上とする。

第２号様式（第４条関係）　（昭58規則18・全改，平８規則89・令８規則21・一部改正）

ただいま上映（上演）中の「　　」は，鹿児島県青少年保護育成条例により，青少年が観覧できないものとして指定されましたので，18歳未満の方の観覧をお断りいたします。

注　この様式は，横書き又は縦書きにより作成するものとし，横書きにより作成する場合は縦30センチメートル以上，横70センチメートル以上，縦書きにより作成する場合は縦70センチメートル以上，横30センチメートル以上とする。

第３号様式（第５条関係）　（昭58規則18・追加，平８規則89・令８規則21・一部改正）

成　人　コ　ー　ナ　ー 鹿児島県青少年保護育成条例の規定により，18歳未満の方の（購入，借受け，閲覧，視聴）をお断りいたします。

注１　この様式は，横書き又は縦書きにより作成するものとし，横書きにより作成する場合は縦10センチメートル以上，横25センチメートル以上，縦書きにより作成する場合は縦25センチメートル以上，横10センチメートル以上とする。

２　括弧内の文字は，必要なもののみ記載すること。

第４号様式（第８条関係）（平４規則35・追加，平８規則89・平12規則16・平17規則33・令６規則７・令８規則21・一部改正）

（表）

自動販売機等設置届出書

年　　月　　日

鹿児島県知事　　殿

届出者　住　　所
　　氏　　名

（法人にあつては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
電話番号）

次のとおり自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）を設置したいので，鹿児島県青少年保護育成条例第14条第１項の規定により届け出ます。

図書等（玩具刃物等）自動販売貸付業者	住所（所在地） 氏名（名称及び代表者の氏名） 電話番号
自動販売機等の設置場所	
設置場所の提供者	住所（所在地） 氏名（名称及び代表者の氏名） 電話番号
設置場所の所有者	住所（所在地） 氏名（名称及び代表者の氏名）
自動販売機等管理者	住所（所在地） 氏名（名称及び代表者の氏名） 電話番号
自動販売機等の機種及び製造番号	機種 製造番号
自動販売機等により販売し，又は貸し付けようとする物の種類	
販売（貸付け）開始予定月日	

添付書類

１　自動販売貸付業者の住民票の抄本（法人にあつては，その定款の写し及び登記事項証明書）

２　自動販売機等管理者の住民票の抄本，委任状及び就任承諾書

３　設置場所の所有者の設置承諾書

（裏）

自動販売機等の設置場所付近の見取図

第５号様式（第８条関係）（平４規則35・追加，平８規則89・平12規則16・平17規則33・令６規則７・一部改正）

（表）

自動販売機等届出事項変更届出書

年　　月　　日

鹿児島県知事　　殿

住　　所
届出者
氏　　名
（法人にあつては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話番号

次のとおり自動販売機等に係る届出事項に変更があつたので，鹿児島県青少年保護育成条例第14条第２項の規定により届け出ます。

自動販売機等の届出済証番号		
自動販売機等の設置場所		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年　　月　　日

添付書類

１　法人の代表者の変更にあつては，変更に係る登記事項証明書

２　自動販売機等管理者の変更にあつては，変更後の自動販売機等管理者の住民票の抄本，委任状及び就任承諾書

３　設置場所の変更の場合であつて，変更後の設置場所が自動販売貸付業者以外の所有であるときは，当該設置場所の所有者の設置承諾書

（裏）

自動販売機等の設置場所付近の見取図（自動販売機等の設置場所を変更する場合のみ記載すること。）

第６号様式（第８条関係）　（平４規則35・追加，平８規則89・平12規則16・令６規則７・一部改正）

自動販売機等使用廃止届出書

年　　月　　日

鹿児島県知事　　殿

届出者　住　　所
　　氏　　名
（法人にあつては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり自動販売機等の使用を廃止したので，鹿児島県青少年保護育成条例第14条第2項の規定により届け出ます。

自動販売機等の届出済証番号	
自動販売機等の設置場所	
廃止年月日	年　　月　　日

第７号様式（第８条関係）（平13規則15・全改）

<table>
<tr><td colspan="4">自動販売機等設置届出済証</td></tr>
<tr><td>届出済証番号</td><td></td><td>届出年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自動販売貸付業者</td><td colspan="3">住所（所在地）</td></tr>
<tr><td colspan="3">氏名（名称及び代表者の氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自動販売機等管理者</td><td colspan="3">住所（所在地）</td></tr>
<tr><td colspan="3">氏名（名称及び代表者の氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自動販売機等の設置場所の提供者</td><td colspan="3">住所（所在地）</td></tr>
<tr><td colspan="3">氏名（名称及び代表者の氏名）</td></tr>
<tr><td>自動販売機等の設置場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">鹿　　児　　島　　県</td></tr>
</table>

注　用紙の大きさは，縦10センチメートル，横15センチメートルとする。

第８号様式（第９条関係）（平４規則35・追加，平８規則89・平14規則11・平19規則10・平31規則28・令８規則21・一部改正）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

この証明書を携帯する者は，鹿児島県青少年保護育成条例第26条の３第１項の規定により立入調査又は質問を行うことができる職員である。

写　真

所　属
職　名
氏　名
生年月日　　年　月　日

印

年　月　日

鹿児島県知事　印

注　用紙の大きさは，縦６センチメートル，横９センチメートルとする。

（裏）

鹿児島県青少年保護育成条例（抄）

（立入調査等）

第26条の３　知事は，この条例の施行に必要な限度において，その指定する者に，営業時間中，次に掲げる場所に立ち入り，必要な調査をさせ，関係人から資料の提出を求めさせ，又は関係人に対して質問させることができる。

⑴　興行者等の興行又は営業の場所
⑵　有害映画等を見せ，又は聞かせる場所
⑶　図書等取扱業者の営業の場所
⑷　玩具刃物等の販売を業とする者の営業の場所
⑸　質屋，古物商又は金属くず類業者の営業の場所
⑹　利用カードの販売を業とする者の営業の場所
⑺　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所

２　前項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは，その身分を示す証明書を携し，関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査は，必要最小限度において行うべきであつて，関係人の正常な業務を妨げることがあつてはならない。

４　第１項の規定による立入調査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。